

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2022年 第8回 春日部市農業委員会総会		
開催日時		令和4年8月25日(木)	開 会	
			閉 会	
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室		
議長氏名		会長 齋藤 千松		
出席者	農業委員	(出席人数：11人)		
		1	鈴木 宏	
		2	小川 利雄	
		6	池上 茂	
		7	川鍋 浩之	
		8	岡本 勉	
		9	横井 貞夫	
		11	上原 美子	
		12	水口 健二	
		13	山崎 勇喜	
		18	栗原 健次	
	(欠席人数：0人)			
	事務局	(出席人数：5人)		
		農業委員会事務局次長 寺林 敬峰	農業委員会事務局次長 金子 昌行	
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主任 森田 喜夫		
農地振興担当主事 加藤 祐一				
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会)：公開	
		日程2	農地法第4条(知事)：公開	
		日程3	農地法第5条(知事)：公開	
		日程4	租税特別措置法適格者証明：公開	
		日程5	春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について：公開	

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>鈴木 宏</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 2</td> <td>水口 健二</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 8</td> <td>栗原 健次</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1	鈴木 宏	1 2	水口 健二	1 8	栗原 健次
	議席番号	委員氏名							
	1	鈴木 宏							
	1 2	水口 健二							
1 8	栗原 健次								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第8回総会を開会いたします。</p> <p>今回は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は出ていないものの、感染者が増加しているため、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日9時15分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（利用権） (3) 春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改定について (4) 農地利用最適化推進委員の募集スケジュールについて <p>以上、4項目について協議しました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案1件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第4条（知事）、1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号、農地法第5条（知事）、1議案4件</p> <p>日程4 議案第4号、租税特別措置法適格者証明、1議案3件</p> <p>日程5 議案第5号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について、1議案1件</p> <p>となります。</p> <p>なお、日程3、議案第3号、農地法第5条（知事）の申請番号56番が取下げになりましたので欠番となります。議案書から削除をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号1番鈴木宏委員、12番水口健二委員、18番栗原健次委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の</p>

際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

議長 次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。

議長 それでは、議事にはいります。
日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 20 番について会議規則第 19 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について許可申請が 1 件ありましたので審議を求めます。議案書 1 頁をご覧ください。

申請番号 20 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。譲受人の保有農地は幸手市及び杉戸町です。各市町の農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は幸手市の保有農地ではレモンの栽培を行っているとのこと、また杉戸町の保有農地は令和 4 年 3 月に取得して間もないですが果樹栽培の予定、とのことでした。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長 おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

議長 異議なしと認め、申請番号 20 番について議席番号 9 番横井貞夫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号 20 番について報告いたします。令和 4 年 8 月 12 日に岡本農業委員、伊藤農業委員、福山農業委員、上原推進委員、新井推進委員、田口推進委員、古谷推進委員、事務局職員及び自分の合計 9 名で現地調査を行いました。申請地の現地調査を実施したところ、今年の耕作は行われておらず、雑草が生えており、農地法第 2 条の 2 で定め

られている農地としての適正な利用がされていないことを確認しました。この申請地4筆のうち、1筆は令和元年に、残りの3筆については令和2年に農地改良が行われ、当時提出された作付計画書では、令和3年春からとうもろこしの作付を行うことになっていました。しかし、譲渡人の健康上の理由から作付が行われていないため、このままでは申請地はますます荒廃していくことが予想されます。当区域としては、現地の改善がまだ容易なうちに、新しい耕作者が農地を適正に耕作していくことが望ましいと考えます。したがって、譲受人が今回の申請地を農地として適正に耕作していく能力や設備の充実の確認が出来るのであれば問題はないとして意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号20番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号20番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は今年の耕作が行われておらず、雑草が生えており、農地法第2条の2で定められている農地としての適正な利用がされていない、と報告がありました。しかし、担当地区の総意として、譲渡人は今後の耕作が見込めず、このままでは、申請地がますます荒廃していくことが予想されるので、現地の改善がまだ容易なうちに、新しい耕作者が申請地を適正に耕作していくことが望ましい、との意見がありました。今回の譲受人は、自身が代表取締役を務める法人として幸手市、及び杉戸町で農地を賃借して農業経営を行っており、ブルーベリー等の栽培をしているとのことです。なお、杉戸町では認定農業者も受けているとのことです。このことから、譲受人には今後の申請地における耕作の見込みはあると考えております。以上のことから当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可とすることと決しました。また、許可と決した場合は、今回の申請地が適正に改善され、作付が行われているか引き続き注視していただくよう、担当地区委員へお願い申し上げます。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号20番について、事前審査委員の報告のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条（委員会）申請番号20番を事前審査委員の報告のとおり許可と決しました。</p>
議長	<p>次に日程2、議案第2号、農地法第4条（知事）を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により、申請番号5番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条（知事）について、許可申請が1件ありましたので審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。</p> <p>申請番号5番、詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の新設です。相続により令和4年6月に取得した農地ですが、狭隘地かつ変形地で耕作が難しいこと、近隣住民から駐車場設置の要望があったことから、隣接する山林、面積163㎡の所有者と共同で合計面積188㎡、5台分の駐車場を設置する計画ですが、うち4台分の要望の根拠を示す書類の提出はありました。残り1台については現在、使用者を募集しているとのこと。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、駐車場の共同利用者となる隣接山林所有者が駐車場の造成を行うため、その者の自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号5番について事務局より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号5番について報告いたします。遠藤推進委員より、令和4年8月9日に、市川農業委員上原農業委員、大塚推進委員の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたため、問題なしとの報告がありました。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号5番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号5番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定</p>

められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号5番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号5番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長

次に日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により、申請番号54番、55番、57番、58番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号、農地法第5条(知事)について許可申請が4件ありましたので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。

申請番号54番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでおり、転用計画は事務所の移転及び金物加工工場の新設です。今まで越谷市に事務所を賃借していましたが、建設現場に必要な鉄骨等の金物・部品等を製造する必要が生じたこと、また交通の便が良い場所に移転したいため、今回の申請に至ったとのこと。今までの越谷市の事務所は返却する、とのこと。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農

地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号55番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。今まで市内下柳にある申請法人代表者及び役員所有地の所有地を賃借し、資材置場として活用していましたが、近隣住民から砂塵苦情があること、物流倉庫が多く建設され、大型運搬車の搬出入に苦慮していること、取り扱う土砂量の増大により、現在の資材置場が狭く、事業に支障をきたしていること等の理由により、それらの問題を解消できる申請農地に移転したい、とのことです。今までの資材置場は返却予定、とのことです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金の他、申請法人代表者からの融資で、金融機関の残高証明書及び融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に、議案書4頁、申請番号57番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は資材回収業を営んでおり、転用計画は資材置場の拡張です。現在は申請農地の東側隣地に資材置場を設置し、使用していますが、現在の資材置場が手狭になったことから、今回の申請に至った、とのことです。現在使用している資材置場は引き続き使用するとのことです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号58番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水

は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区及び近隣農家代表者の同意書が添付されています。資金計画については、自己資金のほか、金融機関からの融資で、申請者の預金通帳の写し及び住宅ローン審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番水口健二委員より申請番号54番、55番、57番、58番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号54番、55番、57番、58番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号54番、55番、57番、58番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすること、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号54番、55番、57番、58番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。55番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付して県知事に送付いたします。

議長 次に日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号15番から17番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第4号、租税特別措置法適格者証明について、申請が3件ありましたので審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証

明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税（贈与税）の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。

議案書5頁から8頁、申請番号15番（経営主）と16番（主の妻）は共有持ち分の案件なので、併せて説明いたします。詳細は議案書のとおり。案内図は15頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請番号15番の申請者が経営主で年間従事日数は300日です。

次に、議案書9頁。申請番号17番。詳細は議案書のとおり。案内図は16頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は100日です。

議長 次に、申請番号15番、16番について、議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号15、16番について一括して報告いたします。令和4年8月9日に、小川職務代理、小川推進委員、石川推進委員と私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします

議長 次に、申請番号17番について、議席番号18番栗原健次委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号17番について、報告いたします。令和4年8月10日に、萩原農業委員、岡田推進委員と私の3名で、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが、確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番上原美子委員より申請番号15番から17番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号15番から17番について一括して事前審査の報告をします。日

時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号15番から17番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号15番から17番について証明書を発行することと決しました。

議長

次に日程5、議案第5号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について、議案書10頁をご覧ください。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。7月25日に農業委員に説明し、8月9日まで意見の聴取を依頼しましたが意見はありませんでした。また先月の全員協議会での説明の際は案件が5件ございましたが、1件取下げがあったことから4件についての意見となります。このことについて議案書11頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第5号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について、原案のとおり決定し、春日部市長あて回答することに決しました。

議長

次に、
日程6 報告第1号、農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程7 報告第2号、農地法第4条（届出）
日程8 報告第3号、農地法第5条（届出）
日程9 報告第4号、農地法第6条（農地所有適格法人の報告）
日程10 報告第5号、農地法第18条（通知）
日程11 報告第6号、違反転用事案報告について
につきましては、議案書の18頁から28頁にお示しのとおりです。

議長

以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2022年第8回総会を閉会いたします。

閉会（午前10時38分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番